

平成30年

第3回市議会定例会 議案第12号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5  
年函館市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の容積率を算定する場合において、建築物の延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。
  - (1) 自動車車庫その他の専ら自動車または自転車の停留または駐車のための施設（誘導車路、操車場所および乗降場を含む。第11条第2項において「自動車車庫等」という。）の用途に供する部分 5分の1
  - (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
  - (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
  - (4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1
  - (5) 貯水槽を設ける部分 100分の1

第4条第4項中「（以下この項）の後ろに「および次項」を，「共同住宅」の後ろに「もしくは老人ホーム等」を加え，同条第5項中「共同住宅」の後ろに「もしくは老人ホーム等」を加える。

第11条第1項第1号中「または第7項および法第53条」を「，第2項および第7項ならびに法第53条の規定」に，「または第2項および」を「および第2項ならびに」に改める。

別表第2中

「	福祉コミュニティ地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 展示場</li> <li>(2) 遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）</li> <li>(3) 法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</li> </ul>	を
---	------------	--	---

「	福祉コミュニティA地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 展示場</li> <li>(2) 遊技場（マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，カラオケボックスその他これらに類するものを除く。）</li> <li>(3) 法別表第2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</li> </ul>	に
	福祉コミュニティB地区	福祉コミュニティA地区の項イ欄に掲げるもの	」

改める。

別表第5中

「	福祉コミュニティ地区	200平方メートル	を

「	福祉コミュニティA地区	200平方メートル	に
	福祉コミュニティB地区	180平方メートル	

改める。

別表第7中

「	日吉4丁目地区地区整備計画区域	福祉コミュニティ地区	13メートル	を

「	日吉4丁目地区地区整備計画区域	福祉コミュニティA地区	13メートル	に
		福祉コミュニティB地区	13メートル	

改める。

附 則

この条例は、函館圏都市計画日吉4丁目地区地区計画の変更に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用す

る同法第20条第1項の規定による告示があった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第3項および第11条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 第4条第4項および第5項の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（提案理由）

日吉4丁目地区地区整備計画区域の福祉コミュニティ地区を福祉コミュニティA地区と福祉コミュニティB地区とに区分し、および福祉コミュニティB地区内における建築物の敷地に関する制限を緩和し、ならびに建築基準法の一部改正に伴う規定の整備等をするため